

佐野市納税通知書用封筒廣告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 市が実施する納税通知書用封筒の廣告掲載については、佐野市廣告掲載要綱（平成18年佐野市告示第222号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、納税通知書自動封入用窓あき封筒の裏面とする。

(掲載の規格等)

第3条 広告の掲載規格は、縦60ミリメートル 横90ミリメートルの範囲内とする。
2 広告のデザイン及び内容は、佐野市廣告掲載基準（平成18年佐野市告示第223号）を遵守し、市と調整を図るものとする。

(掲載の募集枠)

第4条掲載の募集は、個人市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の3種類で各2枠とする。なお、同一種類の2枠を合わせて申し込むこともできる。

(掲載料)

第5条 1枠の広告の掲載料は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 個人市県民税用封筒 3万円
- (2) 固定資産税・都市計画税用封筒 8万円
- (3) 軽自動車税用封筒 6万円

(掲載の時期)

第6条 広告の掲載時期は、当該年度の個人市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納税通知書を当初発送する日とする。

(提出書類)

第7条 要綱第6条に規定する必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 広告図案
- (2) 事業内容を記載した書類
- (3) 市町村税の納税証明書
- (4) 法人にあっては、商業の登記事項証明書

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月8日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から実施する。